

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年4月22日 09時58分ごろ
発生場所	沖縄県那覇市那覇空港西方沖 那覇港那覇防波堤北灯台から真方位226° 1.5海里付近 (概位 北緯26° 12.4′ 東経127° 37.3′)
事故の概要	警戒船清港丸IIは、東進中、浅瀬に乗り揚げた。 清港丸IIは、舵の曲損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年4月24日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	警戒船 清港丸II、11トン
船舶番号、船舶所有者等	296-25303 沖縄、那覇港管理組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、舵及び推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約4.6m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期、潮高 186cm（那覇）
事故の経過	船長は、東進中、那覇空港西方の礁域を見ていれば乗り揚げることはないものと思って航行していたところ、船底に衝撃を感じた。 海図W222A（沖縄島南部）によれば、那覇空港西方沖に中浅瀬、下浅瀬などの浅瀬がある。 船長は、航行予定海域の水路状況の調査を行っていなかった。 本船は、海図及びGPSプロッターを備えていなかった。 本船の喫水は、船首及び船尾共に約1.1mであった。
分析	本船は、船長が、那覇空港西方沖の礁域を見ていれば乗り揚げることはないものと思って航行を続けたことから、同空港西方沖の浅瀬に気付かず航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、那覇空港西方沖の礁域を見ていれば乗り揚げることはないものと思って航行を続けたため、同空港西方沖の浅瀬に気付かず航行し、本船が同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出発前に航行予定海域の水路調査を行うこと。